

「障害者控除対象者認定書」の交付について

1 現行

介護保険認定調査表の障害老人の日常生活自立度及び認知症高齢者の日常生活自立度のチェック項目に基づき、下記のとおりねたきり老人及び「知的障害に準ずるものとして認知症高齢者に対して認定書を発行しています。

区 分		判 定 基 準		認定書 発 行
		障害老人日常生活自立度	認知症高齢者日常生活自立度	
1	障害者	知的障害(軽度・中度)に準ず	a・b	障害生活
2		身体障害(3級～6級)に準ず		
3	知的障害(重度)に準ず	a・b・M		
4	特別障害者	身体障害(1級・2級)に準ず	B1・B2・C1・C2	高齢福祉
5		ねたきり老人		

注) 区分2は、身体障害者福祉法15条に規定した指定医の作成した診断書の内容に基づき認定書を発行しています。

2 今後

現在、介護保険認定情報調査票により認定書を発行していない「身体障害(3級～6級)に準ずるもの」に対しても、今後は、介護保険認定調査表の障害老人の日常生活自立度のチェック項目により、認定書を発行します。

区 分		判 断 基 準		認定書 発 行
		障害老人日常生活自立度	認知症高齢者日常生活自立度	
1	障害者	知的障害(軽度・中度)に準ず	a・b	高齢福祉
2		身体障害(3級～6級)に準ず		
3	知的障害(重度)に準ず	a・b・M		
4	特別障害者	身体障害(1級・2級)に準ず	B1・B2・C1・C2	
5		ねたきり老人		

なお、介護保険情報により非該当となった者又は介護保険の認定を受けていない者は、従前通りの方法により、障害生活支援課が処理します。

3 周知等

- (1) 新規認定調査訪問時に「高齢者福祉のしおり」によりサービス等の説明をします。
(従前通り)
- (2) 対象者に認定結果及び被保険者証を発送する際、障害者控除の制度についてのお知らせ文を同封します。(新規)